



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 みなと銀行
代表者名 取締役頭取 服 部 博 明
(コード番号 8543 東証第一部)
問合せ先 常務執行役員企画部長 織田 研二郎
(TEL 078 - 333 - 3224)

単元株式数の変更および株式併合ならびに定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更について決議するとともに、平成28年6月29日開催予定の第17期定時株主総会に、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 単元株式数の変更について

1. 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。当行は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当行株式の売買単位を100株に変更するものであります。

2. 変更の内容

単元株式数を1000株から100株に変更いたします。

3. 変更予定日

平成28年10月1日

4. 変更の条件

平成28年6月29日開催予定の第17期定時株主総会において、後記「II. 株式併合について」及び後記「III. 定款の一部変更について」に関する決議の承認を得ることを条件としております。

II. 株式併合について

1. 併合の目的

前記「I. 単元株式数の変更について」に記載のとおり、単元株式数を100株に変更することに併せて、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものであります。

2. 併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の割合

平成28年10月1日をもって、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

(3) 併合後の発行可能株式総数

1億株（併合前：10億株）

(4) 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年3月31日現在）	410,951,977株
株式併合により減少する株式数	369,856,780株
株式併合後の発行済株式総数	41,095,197株

(5) 併合による影響

株式併合により、発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

3. 併合により減少する株主数

平成28年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	8,303名（100.0%）	410,951,977株（100.0%）
10株未満所有株主	976名（11.8%）	3,255株（0.0%）
10株以上所有株主	7,327名（88.2%）	410,948,722株（100.0%）

上記の株主構成を前提として併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主様976名（所有株式数合計3,255株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

4. 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

5. 併合の条件

平成28年6月29日開催予定の定時株主総会において、本株式併合に関する決議の承認を得ること、及び後記「Ⅲ. 定款の一部変更について」に関する決議の承認を得ることを条件としております。

Ⅲ. 定款の一部変更について

1. 変更の理由

前記「Ⅰ. 単元株式数の変更について」に記載のとおり、当行定款第8条に規定される普通株式の単元株式数を100株に変更するとともに、前記「Ⅱ. 株式併合について」に記載した本株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、当行定款第6条に規定される発行可能株式総数を変更するものであります。

また、現行定款第14条（優先配当金）及び第16条（残余財産の分配）について、優先株式は現時点で発行していませんが、この度の株式併合に伴い、現行定款の規定と実質同水準となるよう変更するものであります。

2. 定款変更の内容

以下のとおりです。

現行定款・変更定款案対照表

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>10億株</u>とし、優先株式の発行可能株式総数は<u>1億株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は全ての種類の株式につき <u>1000株</u>とする。</p> <p>(優先配当金) 第14条 当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき年<u>45円</u>を限度として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該3月31日に終了する事業年度中において、第15条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。 2. (省略) 3. (省略)</p> <p>(残余財産の分配) 第16条 当銀行の残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき<u>600円</u>を支払う。 2. (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>1億株</u>とし、優先株式の発行可能株式総数は<u>1000万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は全ての種類の株式につき <u>100株</u>とする。</p> <p>(優先配当金) 第14条 当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき年<u>450円</u>を限度として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該3月31日に終了する事業年度中において、第15条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(残余財産の分配) 第16条 当銀行の残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき<u>6000円</u>を支払う。 2. (現行どおり)</p>

3. 定款変更の条件

平成28年6月29日開催予定の定時株主総会において、本定款変更に関する決議の承認を得ること、及び前記「Ⅱ. 株式併合について」に関する決議の承認を得ることを条件としております。

IV. 単元株式数の変更および株式併合ならびに定款一部変更の日程

- | | |
|------------------|----------------|
| 1. 取締役会決議日 | 平成28年5月12日 |
| 2. 定時株主総会決議日 | 平成28年6月29日（予定） |
| 3. 単元株式数変更の効力発生日 | 平成28年10月1日（予定） |
| 4. 株式併合の効力発生日 | 平成28年10月1日（予定） |
| 5. 定款変更の効力発生日 | 平成28年10月1日（予定） |

（参考）上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成28年10月1日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、東京証券取引所における売買単位が1000株から100株に変更される日は平成28年9月28日となります。

以上

（添付資料）

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、証券取引所において売買単位となっている株式数及び株主総会における議決権の単位を変更するものです。

今回、当行では、単元株式数を1000株から100株に変更することを予定しております。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とするものです。

今回、当行では、10株を1株に併合することを予定しております。

Q 3. 単元株式数の変更および株式併合を実施する理由を教えてください。

A 3. 全国の証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。このため、当行は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、対応することとしたものです。

一方で、証券取引所では望ましいとする投資単位の水準を5万円以上50万円未満と定めています。当行が単元株式数の変更のみを実施した場合、現状の株価水準においては当該水準から外れる可能性が高いことから、同時に株式併合（10株を1株に併合）を実施し、当行株式の投資単位を適切な水準に調整しようとするものです。

Q 4. 株主の所有株式や議決権はどうなるのですか。

A 4. 株主様のご所有株式数は、平成28年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合、これを切り捨てます。）となります。また、議決権は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

当行では単元株式数の変更に合わせて株式併合を実施するため、ご所有株式数は減少しますが議決権数については変動いたしません。具体的には、単元株式数変更及び株式併合の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

（例）

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例 1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例 2	1,500株	1個	150株	1個	なし
例 3	555株	なし	55株	なし	0.5株
例 4	1株	なし	なし	なし	0.1株

- 例 2 及び例 3 では単元未満株式（効力発生後において、例 2 は50株、例 3 は55株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り又は買増し制度がご利用できます。
- 例 3 及び例 4 において発生する端数株式相当分（例 3 は0.5株、例 4 は0.1株）につきましては、全ての端数株式を当行が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。
- 例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は後記（※）の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式1株当たりの資産価値は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当行株式の資産価値に影響を与えることはありません。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少すると、受け取る配当金への影響はありますか。

A 6. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して1株当たり配当金を設定させていただき予定ですので、業績変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として、株主様の受取配当金の総額が変更することはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

A 7. 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

※お問い合わせ先

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または以下の株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒168-0063東京都杉並区和泉2丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号 0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

以 上